

海外婦人労働資料第二号

女子労働者に対する
洗面及び便所の施設

——アメリカ婦人局特別冊子第四号——

労働省婦人少年局

工業女子労働者に対する洗面及び便所の施設

- | | |
|-----------|----------|
| 一、位置 | 九、備品の備置 |
| 二、区劃の構造 | 十、換気 |
| 三、入口 | 十一、採光 |
| 四、便所数の基準 | 十二、保温 |
| 五、手洗所数の基準 | 十三、管理 |
| 六、面積 | 十四、施設の費用 |
| 七、壁及び床の材料 | 十五、資料 |
| 八、備品の材料 | |

国防目的に於けるため建設中の新工場及び従来男子によつて為された業務に多くの場合女子を使用する
 数張中の苗工場においては、這些な手洗所の施設がすべての建設計画の重要な部門を占めることが判つた。

婦人局はかかる建設に対して積極ある働きをするため、このパンフレットを準備した。こゝに述べる
 諸條件は合衆国公衆衛生技術 (The United States Public Health Service) の教訓するアメリカ
 カ標準協會 (The American Standards Association) の標準に合致するものである。

手洗所の施設は食事時間及び交番時間中最大多数の労働者が最少時間を使用できる様に設計しなければ
 ならない。施設の数が充分であり、便宜な位置に設置され便利を設計をすれば、労働時間の消費を最少限
 にすることのできる。大抵各州は便所施設について最低基準を設けているが、これは必ずしも個人の身体
 能率を維持するに充分ではない。然るに各州においてはすべての建築計画について環境の公衆衛生及び労働
 者のための基準に依らなければならぬことになっている。

一、位置

内一、手

便所及び手洗 施設は容易に近づくべき場所——即ちその施設を使用する労働者の作業場に行きわた
 け道い場所には設けなければならぬ。

手洗施設は各便所ごとに設けなければならぬ。

二、区劃構造

本一に男女別に区劃した便所を設けることが必要である。

外部から遮蔽するため各便所の壁に窓を設け、締め扉の付いた扉を設けなければならぬ。窓は切り
 の上段は床から少くとも大フット以上下段は床から一フット以下にしなければならぬ。換気のため
 に窓は切りは天井又は床にどこかあるものが望ましい。

すべての便所の壁は天井に達するか又は便所に別個の天井を設けなければならぬ。作業室の一角に少
 い窓は切りのある便所を設置するのは遮蔽が不充分であり且作業場の空気に触れるため決して望ましくない。

三、入口

便所の入口が相互に隣接し又は二、三呎以内にある場合は上又は下の壁の形の遮蔽物で分離しなければ
 ならぬ。入口が隣接していない場合でも扉を閉いた時便所の壁の内部が見えない様に何等かの方法で遮
 蔽しなければならぬ。入口の扉には自動閉鎖装置を設け、男女別を明示しなければならぬ。一般人が
 屢々出入する事務所においては、混雑と労働者に与える迷惑を避けるために労働者用便所と一般人が使用
 することを禁止し、一般人専用の便所を設けなければならぬ。婦人局は便所の入口の指定を重視して
 いる。かかる指定は一般人の使用から労働者を保護するものである。

四、便所数の基準

婦人局は実地調査に基き労働者の健康を向上する女子労働者一五人に対して便所一台の率を勧告する。一年
 の間に使用される女子の最大数を算定の基礎とする。

五、遮蔽物の基準

男幼者一〇人以上一〇〇人に対して充分な給水施設のある手洗台を最低一台、一五人を増す毎に追加一台を設けなければならない。有蓋、有蓋、又は耐戦性の材料により皮膚を汚染する男幼者五人に対して一但の注意から湯と水の出る手洗台を一台設けなければならない。但別の注意のある二四インチの槽は洗面台一台に相当すると見做れる。

六、面積

新しい施設においては便所及び洗面設備の床面積は次の通りとする。

幅の最低 鏡の最低 最低面積

便所	三二インチ	三六フイート	一六平方フイート
洗面所	二四インチ	三六フイート	一二平方フイート

各手洗便器は本製の固いから完全に分離し、便器の周囲が容易に掃除できるように設置しなければならない。

七、壁及び床の材料

衛生の見地から便所の壁及び床はできるだけ不透水性の材料を使用する必要がある。本製の床は漏れを吸収するから、その使用は阻止しなければならない。又ポットランドセメントは固着過程を施さなければ不透水性ではない。壁及び床は大理石、タイル、又は煉瓦を使用することは望ましい。木製の壁及び天井は淡色の不透水性の塗料を数回塗った場合は許可してもよい。床及び二四インチの高さまでの壁は漏れに対して更に不透水性を高める耐着過程を施した場合はアスファルト、コンクリート、タイル、又はポットランドセメントを材料に使用することができる。

八、備品の材料

男子用の便器の便器が望ましいが、合衆商務省標準局 (The Bureau of Standards of the United States Department of Commerce) は他の材料も許可してよいことを勧告している。その報告。—— 水洗便所、尿器又は人体の排泄物の貯留のために使用する尿器は陶

子洗便器、固い自然石、又は内部を白色エナメルで塗った陶物の尿器を材料に使用しなければならない。

九、備品の構造

水槽の型については次の表に報告されている。水洗便所の水槽及び尿器は一貫した構造にし、排水槽のところまで漏れた場合水槽が汚れない程度の水の量をたたく構造にしなければならない。又水槽の内面全体を洗い流すことが出来る構造の完全な流水槽を設けなければならない。

尿器は陶器製の型で洗源し易い材料で作らなければならない。最も重要な点は尿水又はその他の事故のあった場合尿水が飲用車の水に流入する恐れのある交差を防止しうる鉛管装置の建設である。

排水の規定は次の通りである。

飲用水及び家事用水の給水組織と排水組織汚物、又は下水管が交差する鉛管装置又は建設は、汚水又は下水が給水組織に流入し漏れがあるから設置してはならない。

トイレットパーパーの保持具は便利台高さ——約三五インチ——に設けなければならない。女子の便所には鉄ひのある尿器を設けなければならない。洗面施設は他人用洗面器、槽又は洗面噴水のいずれにしてもよい。槽又は噴水は設備費が少く、設備される数について要する面積が少く、又それを掃除する労力を少くすることが出来る点で明かに有利であると述べるのは制上者がいないから汚い水が洗面にたまつて垢の環をつくることのないからである。

各洗面には適當な石鹸容器を設けなければならない。紙又は布の他人用手拭紙を設け、肩掛けて便利台位置に設けなければならない。紙いガラス杯の上に鏡を設け、充分な照明の担重を備わなければならない。鏡は覆いをいせき、水道管を保護するために洗面台の上に敷けてはならない。

一〇、換気

通風の要を打小方法の中では外気に開放されている窓が最も望ましい。六平方呎の窓又は天窗は一台

の便所の便所に対して充分である。便所一台を増す毎に、窓の面積を一平方呎増すことが必要である。窓及び大窓はその面積の半分を肉か白ければならない。人々の換気は洲の規定によつて許可される。

一、採光

充分な採光は労働者の快適及び望の清潔のために重要である。

自然の光線は窓及び開口部のすべりの部分が常に見易い程度のものである。これは何等かの形の人物の光線を使用しなければ非常には困難である。——でなければ充分でない。照明技術協会 (The Illuminating Engineering Society) の作成した作業所における採光規定の推奨するところに依れば四乃至六フットキャンドル (foot candle) の照明が望ましい。(フットキャンドルとは一呎の距離にある標準燭燭一本を表す照明単位である)。

二、保温

便所の保温は冬期労働者の快適のために必要である。作業室の温度より稍低い温度は許可してよい。

三、管理

特定の便所掃除人を定め、掃除は定期的に屢々行はなければならぬ。掃除には湯及び石鹸を使用しなければならぬ。石鹸と同時に消毒剤を屢々使用すれば衛生的であるが、消毒剤だけに頼つてはならない。便所の石鹸、紙又は布の巾人用手拭及びトイレントペーパーを充分且つ経費して供給することに留意しなければならぬ。

四、施設の費用

女子の雇用に対する一般の反対論は開田の手洗所及び便所の施設費に原因している。然し場所及び施設の水道費をうまく利用すればニューヨーク洲の大規模の某使用者の見積りに例証されている通り、その費用は最低限にすることが出来る。(註一)

一九四一年九月その報告によれば女子労働者一〇〇名にたいする手洗所の費用は概算五〇〇ドルであり、

四、五

これはニューヨーク洲の規定数を充す施設——即ち洗面台五、便所五を施設したものである。

この費用には下記の人件費及び物件費を含んでゐる。

水道管、台を備えた便器五組の購入及び設備。

耐用品及びトラツプを備えた壁に取附用洗面台五組の購入及び設備。

床及び壁を備えた木製の開口便所に設備。

(概算五五〇平方呎)

壁に大インチの板の掃除板をつけを防水床(最低厚さ四分の三インチ)を便所に設備(約二五〇平方呎の面積)。

窓の下にラザエーターを設置——約二〇平方呎放熱——バルブ、トラツプ、ハイプを含む。

換気の窓の窓の上部に二インチ送風機を設置——モーターの危険防止装置及び自動放熱調節——送電線及びスイッチを含む。